

岩手県告示第554号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨八幡平市長から次のとおり通知があった。

令和7年9月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 八幡平市安比高原及び同市細野
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年8月1日から令和8年3月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 歩道詳細設計（2級基準点測量及び3級水準測量）